

○ 記載事項の変更(住所変更・氏名変更など)

申請先

- 運転免許更新センター 平日 9:00～11:00 13:00～16:00
- 県内各警察署 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

申請に必要なもの

本籍、氏名の変更は、住民票の写し（発行日から6カ月以内のもの）の提出。
氏名のみの変更は、住民票の写しの提出又は個人番号カードの提示。
住所のみの変更は、住民票の写し又は個人番号カードなどの提示。

○ 再交付(紛失や毀損した場合など)

申請先

- 運転免許更新センター 平日 9:00～11:00 13:00～16:00
※即日交付されます。

申請に必要なもの

身分証明書（パスポートや個人番号カード、健康保険証など）、申請にかかる手数料（2,250円）が必要です。

- 県内各警察署 平日 9:00～12:00 13:00～16:30
※申請日から概ね15日後の交付

申請に必要なもの

身分証明書（旅券、個人番号カード、健康保険証など）、申請にかかる手数料（2,250円）、申請用写真（縦3.0cm×横2.4cm、上三分身、6カ月以内に撮影した無背景のもの）が必要です。

問い合わせ先

神戸運転免許更新センター 平日9:00～16:00 078 - 351 - 7201
灘警察署交通課 平日9:00～17:00 078 - 802 - 0110

○ 失効免許(有効期限が切れて6月を経過しない場合)の申請手続き

申請先

- 運転免許試験場（明石） 平日 11:00～11:30

申請に必要なもの

本籍記載の住民票、失効した運転免許証、申請用写真（縦3.0cm×横2.4cm、上三分身、6カ月以内に撮影した無背景のもの）印鑑、手数料（取得免許に応じて異なります。（兵庫県警察ホームページ参照）

※有効期限が切れて6月を経過している方は、下記に問い合わせして下さい。

運転免許試験場 平日9:00～16:00 078 - 912 - 1628

○ 運転免許申請取消し(運転免許を自主返納する方)

申請先

- 運転免許更新センター 平日 9:00～11:00 13:00～16:00
 - 県内各警察署 平日 9:00～11:30 13:00～16:00
- 次のいずれかに該当している方は、手続きができません。
- ・ 免許証の有効期間が切れている方
 - ・ 免許の取消基準に該当している方
 - ・ 免許停止処分中又は免許停止処分の基準に該当している方
 - ・ 再試験の基準に該当している方(基準該当初心運転者)

○ 運転経歴証明書の発行手続き

- 申請できる方
 - ・ 申請取消後5年を経過しておらず、現に受けている免許がない者
 - ・ 過去5年以内に免許を失効した者で、現に受けている免許がない者(その他 兵庫県警察ホームページ参照)
- 次のいずれかに該当している方は、手続きができません。
- ・ 取り消し処分により運転免許を取り消された方
 - ・ 失効した免許証の有効期間が満了する日において、免許の取消・停止処分基準に該当している方、または免許停止処分中であった方
 - ・ 失効した免許証の有効期間が満了する日において、再試験の基準に該当している方

- 運転免許更新センター 平日 9:00～11:00 13:00～16:00
即日交付

申請に必要なもの

運転免許証(申請取消と同時の場合)

過去5年以内に申請取消の場合は取消通知書及び身分証明書

申請にかかる手数料 1,100円

- 県内各警察署 平日 9:00～11:30 13:00～16:00
申請日から概ね15日後の交付

申請に必要なもの

運転免許証(申請取消と同時の場合)

過去5年以内に申請取消の場合は取消通知書及び身分証明書

交付手数料 1,100円

申請用写真(縦3.0cm×横2.4cm、上三分身、6ヵ月以内に撮影した無背景のもの)

○ 運転免許の限定(条件)解除の手続き

- 県内各警察署 平日 9:00～12:00 13:00～16:30

申請に必要なもの

運転免許証、技能審査合格証明書、交付手数料 1,400円

○ 受験相談、取消処分者講習の受講予約受付

- 県内各警察署 平日 9:00～12:00 13:00～16:00

申請に必要なもの

身分証明書、四輪の講習予約には仮運転免許証